

赤字があるため一般会計からの繰り入れ、即ち税金が必要となっている。

OECD 諸国においては、社会保険料によって賄われる社会保障給付の割合が国によって大きく異なるだけでなく、事業主負担と被保険者負担の割合にも大きな違いが見られる。

表5 OECD域内の租税構造 (単位:%)

	1965	1975	1985	1995	2003
個人所得税	26	30	30	27	25
法人所得税	9	8	8	8	9
社会保険料	18	22	22	25	26
(被用者)	(6)	(7)	(8)	(8)	(8)
(事業主)	(10)	(14)	(14)	(15)	(15)
人頭税	1	1	1	1	1
物品税	8	6	5	6	6
一般消費税	14	14	16	18	19
特別消費税	24	18	16	13	12
その他	1	1	1	3	3
合計	100	100	100	100	100

出典: OECD, 2005, Revenue Statistics 1965-2004

(参考) 歳入統計・2005年版の概要

政府が税によって資金を吸収する方法は引き続き、OECD 諸国の中でも国によって大きく異なっている。デンマークでは、歳入の 60%を個人あるいは法人からの税によって賄っている一方でフランスは 25%以下である。

北米においては、メキシコが税金の半分以上を商品及びサービスの売上げに対する税で占められている。一方合衆国ではこのような税金の比率は 15%以下である。地域あるいは地方の次元でも様々な税金の方式が見て取れる。殆どの国で、地方政府の財源確保のために国税と地方税の相乗りを採用している。アイルランドとイギリスでは、専ら地方物品税に依存している。スウェーデンは専ら地方所得税に依存している。

以上のような違いは税制に関する各国の選択を反映している。そして、税制は経済社会の優先事項によって規定されている。「歳入統計」は、OECD 加盟国における全てのレベルの政府の税金に関する国際的に比較可能なデータを紹介している。そして、政策決定者が選択可能なモデルの範囲を比較できるようにしている。

2004年版では、スウェーデンは税金の対 GDP 比で再び OECD 諸国の中で 1 位となった (50.6%(2003) → 50.7%(2004))。デンマークは 2 位となった (48.3%(2003) → 49.6%(2004))。3 位がベルギー (45.4%(2003) → 45.6%(2004))となっている。

GDP に対する税収入全体の比率は、経済への国の関与の程度を図る指標として広く用い

られている。この比率が高い国は、国民が自ら費用を支払うサービスのための、公的財源からの支出が多くなる傾向がある。しかし、比較は必ずしも容易ではない。例えば、GDPに対する税の割合が高い国の多くが、家族支援として税制上の優遇措置より現金給付をより多く支出している。この場合、税のGDPに対する割合は明らかに増加する。

OECD加盟30カ国全体としては、税の対GDP比は2003年に僅かに減少している(2002年：36.4%、2003年：36.3%)。ちなみに最高は2000年の37.1%であり、1975年には税の対GDP比は平均で30.3%だった。加盟国の中で税の経済に占める割合が最も著しく減少したのがオランダで、税の対GDP比は1975年に41.3%であったのが、2004年には39.3%と2%減少している。一方対照的にスペインは、1975年の18.2%から2004年には35.1%にほぼ17%上昇している。

税の対GDP比の近年における変化は多くの国において、経済成長の変化と個人及び法人に対する所得税の税率の低下の複合的影響を反映している。OECD諸国における平均法人所得税率は、2000年の33.6%から2004年の29.8%に減少している。一方個人所得税率は、47.1%から44.0%に低下している。このことが、2000年から2002年にかけての経済成長の鈍化を背景に、税収の著しい減少につながった。しかし、2003年には経済の回復が、収入や利益の増加言い換えれば課税ベースの増大を通じて、税収も回復させている。

(2) 4カ国の状況

① 社会保険料総額の対GDP比

フランスが11.8%(1965) → 16.4%(2003)、ドイツが8.5%(1965) → 14.4%(2003)という増加に対して、日本は4.0%(1965) → 9.7%(2003)と2倍以上に増加している。日本がこの間、社会保険料が経済に占める割合について、社会保険方式を取るドイツ及びフランスと比べても大きく伸びていることがわかる。しかし、経済に占める割合については、日本はフランスやドイツに比べるとまだ低い。また、税を主要な財源調達手段としているスウェーデン(4.2%(1965) → 14.7%(2003))との比較でもかなり低い水準にある。スウェーデンとの比較においてはそもそもの経済規模の違い(2000年のGDPでは、日本が4兆7,653億ドルに対して、スウェーデンは2,290億ドルと日本がスウェーデンの約20倍)にも留意する必要があると考えられる。イギリスは4.7%(1965) → 6.6%(2003)と増加傾向にあるものの比較的大きな変動はない。

表6 社会保険料の対国内総生産比

(単位:%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002	2003
アメリカ	3.3	4.3	5.2	5.8	6.4	6.9	6.9	6.9	6.9	6.7
日本	4.0	4.4	6.1	7.4	8.3	7.7	8.9	9.3	9.8	9.7
ドイツ	8.5	9.8	12.0	12.9	13.6	13.4	14.5	14.5	14.2	14.4
フランス	11.8	12.2	14.4	17.2	18.3	18.6	18.4	16.0	16.1	16.4
イギリス	4.7	5.2	6.2	5.9	6.7	6.2	6.2	6.3	6.1	6.6
スウェーデン	4.2	5.8	8.2	13.6	12.0	14.5	13.4	14.8	15.1	14.7
OECD合計	4.7	5.5	6.8	7.4	7.8	8.1	9.1	9.2	9.4	9.5
OECDアメリカ	2.4	3.7	4.2	3.8	4.2	4.5	4.9	4.9	5.1	5.1
OECDパシフィック	1.3	1.5	1.5	1.9	2.1	2.2	2.6	3.3	3.6	3.7
OECDヨーロッパ	5.5	6.3	8.2	9.2	9.6	9.9	10.9	10.8	11.0	11.1
EU19	6.3	7.0	9.1	10.2	11.0	11.0	12.1	11.7	11.9	12.0
EU15	6.3	7.0	9.1	10.2	11.0	11.0	11.7	11.5	11.5	11.6

出典: OECD, 2005, Revenue Statistics 1965-2004

② 歳入全体に占める社会保険料財源の割合

1965年から2003年までに日本は21.8%から38.5%と上昇し、概ねドイツ(26.8%(1965) → 40.5%(2003))やフランス(34.2%(1965) → 37.7%(2003))の水準に近づいたと言える。フランスやドイツでは歳入全体に占める社会保険料の割合が増加しているが、社会保障財源に占める社会保険料の割合は、1.で分析したとおり減少している。これは、社会保障の規模が増大する中で、社会保障財源の中での割合は減少しても歳入全体の中の割合では増加していることを示している。

また、フランスとドイツでも事情が異なっており、フランスでは1990年代前半から2000年代にかけて社会保険料財源の割合が減少している(44.1%(1990) → 37.7%(2003))が、ドイツは一貫して上昇基調にある(37.5%(1990) → 40.5%(2003))。1.で見たとおりフランスではCSGの導入やその率の引き上げが進み税財源の割合が増加したのに対して、ドイツではフランスほどの税財源への移行は起きなかったことになる。

スウェーデンやイギリスについては、対GDP比と同様に歳入全体に占める社会保険料の割合の動向についても増加傾向がみられる。

表7 歳入総額に占める社会保険料

(単位:%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002	2003
アメリカ	13.3	16.1	20.5	21.9	25.2	25.1	24.8	23.2	26.1	26.4
日本	21.8	22.3	29.0	29.1	30.3	26.4	33.5	35.1	38.2	38.5
ドイツ	26.8	30.3	34.0	34.3	36.5	37.5	39.0	39.0	40.3	40.5
フランス	34.2	36.3	40.6	42.7	43.3	44.1	42.9	36.0	37.1	37.7
イギリス	15.4	13.9	17.5	16.7	17.8	16.9	17.6	16.9	17.1	18.5
スウェーデン	12.1	14.9	19.5	28.8	25.0	27.2	27.6	27.5	30.1	29.1
OECD合計	18.0	19.4	22.2	22.4	22.2	22.3	24.7	24.5	25.6	26.1
OECDアメリカ	9.4	12.9	15.3	15.5	16.6	16.9	18.5	17.8	19.7	19.6
OECDパシフィック	7.3	7.4	7.5	7.6	7.9	7.9	10.1	13.0	14.3	14.5
OECDヨーロッパ	20.6	22.0	26.1	26.6	26.0	26.2	28.2	27.4	28.3	28.9
EU19	22.8	24.2	28.6	29.2	28.9	28.3	30.5	29.4	30.2	30.9
EU15	22.8	24.2	28.6	29.2	28.9	28.3	29.5	27.7	28.4	28.8

出典: OECD, 2005, Revenue Statistics 1965-2004

③ 歳入全体に占める社会保険料の被保険者負担と事業主負担の割合

2003年において、日本は被保険者16.5%、事業主17.6%、ドイツは被保険者17.7%、事業主19.9%、フランスは被保険者9.5%、事業主25.7%となっている。日本とドイツでは大きな違いはないが、フランスは日本やドイツに比べて被保険者負担割合が少なく、事業主負担割合が多くなっている。フランスは家族給付が全額事業主負担であり、医療保険について事業主が12.8%、被保険者が0.75%、年金について事業主8.20%、本人6.55%（いずれも2004年）と、事業主負担が大きい制度内容が統計に反映している。

1965年から2003年にかけての動向をみると、日本及びドイツでは被保険者負担と事業主負担の割合は概ね同じ程度増加している（日本では被保険者が9.3%の増加（7.2%(1965) → 16.5%(2003)）、事業主が8.1%の増加（9.5%(1965) → 17.6%(2003)）。ドイツでは被保険者負担割合の増加が5.9%（11.8%(1965) → 17.7%(2003)）、事業主負担割合の増加が5.5%（14.4%(1965) → 19.9%(2003)）に対して、フランスでは被保険者負担割合の増加が事業主負担割合より大きい（被保険者2.9%増加（6.6%(1965) → 9.5%(2003)）、事業主0.4%の増加（25.3%(1965) → 25.7%(2003)）。1965年以降の約40年間で、元々事業主負担に財源の比重が高かったフランスでは、被保険者負担割合の増加に増加圧力が向かいやすかったと考えられる。

スウェーデンは被保険者負担割合（1.9%(1965) → 5.7%(2003)）、事業主負担割合（8.9%(1965) → 22.9%(2003)）のいずれも増加している。イギリスは概ね安定的な傾向であるが、事業主負担の割合の増加の方が大きい（被保険者負担：7.0%(1965) → 7.5%(2003)、事業主負担：7.6%(1965) → 10.3%(2003)）。

表8 社会保険料(被保険者負担分)の対国内総生産比

(単位:%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002	2003
アメリカ	1.2	1.9	2.2	2.4	2.7	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0
日本	1.3	1.7	2.2	2.6	3.0	3.1	3.7	3.9	4.2	4.2
ドイツ	3.7	4.4	5.2	5.7	5.9	5.8	6.4	6.4	6.2	6.3
フランス	2.3	2.3	3.1	4.5	5.0	5.6	5.7	4.0	4.0	4.1
イギリス	2.1	2.3	2.4	2.3	3.2	2.4	2.6	2.6	2.4	2.7
スウェーデン	0.6	0.8	-	-	0.1	0.1	1.6	2.9	2.9	2.9
OECD合計	1.6	1.8	2.2	2.4	2.7	2.8	3.1	3.0	3.1	3.0
OECDアメリカ	0.9	1.6	1.7	1.8	2.1	1.5	1.6	1.7	1.7	1.7
OECDパシフィック	0.7	0.8	0.7	0.9	1.0	1.1	1.4	2.0	2.3	2.4
OECDヨーロッパ	1.8	2.0	2.5	2.8	3.1	3.2	3.5	3.4	3.3	3.2
EU19	2.2	2.4	2.8	3.1	3.5	3.6	3.9	3.6	3.6	3.4
EU15	2.2	2.4	2.8	3.1	3.5	3.6	4.0	3.8	3.7	3.5

出典: OECD, 2005, Revenue Statistics 1965-2004

表9 歳入総額に占める社会保険料(被保険者負担分)

(単位:%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002	2003
アメリカ	5.1	6.9	8.8	9.2	10.5	11.0	10.8	10.4	11.7	11.7
日本	7.2	8.5	10.8	10.2	10.8	10.7	13.8	14.7	16.3	16.5
ドイツ	11.8	13.6	14.9	15.3	15.8	16.2	17.1	17.2	17.6	17.7
フランス	6.6	6.9	8.6	11.1	11.8	13.2	13.4	8.9	9.3	9.5
イギリス	7.0	6.1	6.9	6.4	8.4	6.5	7.4	6.8	6.8	7.5
スウェーデン	1.9	2.0	-	0.1	0.1	0.1	3.4	5.3	5.8	5.7
OECD合計	6.1	6.4	7.2	7.4	7.8	7.8	8.3	8.1	8.4	8.2
OECDアメリカ	3.6	5.5	6.2	6.4	7.6	5.1	5.3	5.3	6.0	6.0
OECDパシフィック	3.6	4.3	3.6	3.4	3.6	4.0	5.3	8.0	9.1	9.4
OECDヨーロッパ	6.6	6.8	7.9	8.1	8.4	8.8	9.2	8.5	8.7	8.4
EU19	7.8	8.0	8.8	8.9	9.3	9.4	9.9	9.0	9.1	8.7
EU15	7.8	8.0	8.8	8.9	9.3	9.4	10.1	9.2	9.2	8.7

出典: OECD, 2005, Revenue Statistics 1965-2004

表10 社会保険料(事業主負担分)の対国内総生産比

(単位:%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002	2003
アメリカ	1.9	2.3	2.8	3.1	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4
日本	1.7	2.3	3.2	3.8	4.2	3.7	4.3	4.4	4.5	4.4
ドイツ	4.6	5.2	6.5	6.9	7.0	6.8	7.2	7.1	7.0	7.1
フランス	8.7	9.0	10.4	11.4	11.9	11.5	11.3	11.0	11.0	11.1
イギリス	2.3	2.6	3.8	3.6	3.4	3.6	3.4	3.6	3.4	3.7
スウェーデン	3.1	4.5	7.7	13.1	11.5	13.9	11.5	11.6	12.2	11.6
OECD合計	2.8	3.3	4.4	4.9	5.0	4.9	5.4	5.6	5.7	5.4
OECDアメリカ	1.4	2.0	2.4	2.6	3.2	2.1	2.2	2.1	2.1	2.1
OECDパシフィック	0.9	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.7	2.0	2.1	2.1
OECDヨーロッパ	3.1	3.6	5.1	5.8	5.7	5.9	6.3	6.5	6.6	6.3
EU19	3.5	4.0	5.7	6.5	6.5	6.6	7.1	7.1	7.3	6.8
EU15	3.5	4.0	5.7	6.5	6.5	6.6	6.5	6.6	6.8	6.3

出典: OECD, 2005, Revenue Statistics 1965-2004

表11 歳入総額に占める社会保険料(事業主負担分)

(単位:%)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002	2003
アメリカ	7.6	8.5	10.9	11.9	13.7	12.9	12.7	11.6	13.1	13.3
日本	9.5	11.6	15.1	14.8	15.4	12.7	16.0	16.4	17.6	17.6
ドイツ	14.4	16.1	18.3	18.4	18.9	19.1	19.3	19.2	19.8	19.9
フランス	25.3	26.6	29.3	28.4	28.0	27.2	26.4	24.8	25.3	25.7
イギリス	7.6	7.1	10.9	10.1	9.2	9.8	9.6	9.5	9.6	10.3
スウェーデン	8.9	11.7	18.3	27.6	23.8	26.0	23.7	21.6	24.3	22.9
OECD合計	10.4	11.5	14.4	14.6	13.9	13.1	14.2	14.3	15.0	14.3
OECDアメリカ	5.6	6.9	8.5	9.3	11.2	6.8	7.1	6.5	7.2	7.3
OECDパシフィック	4.8	5.8	5.3	5.3	5.6	5.5	7.0	8.0	8.4	8.5
OECDヨーロッパ	11.6	12.6	16.4	16.6	15.5	15.3	16.2	16.3	16.9	16.0
EU19	12.7	13.8	18.3	18.6	17.2	16.7	17.7	17.7	18.3	17.2
EU15	12.7	13.8	18.3	18.6	17.2	16.7	16.4	15.8	16.6	15.3

出典: OECD, 2005, Revenue Statistics 1965-2004

3. 労働者個人ベースでみた公的負担の動向について

OECD が作成・刊行している。個々の労働者に着目して家族数や給与レベルにより分類して、租税負担や社会保険料負担の状況をシミュレーションしている。労働者個人に着目した公的負担の状況を把握できる(表 12~16)。

「賃金への課税-2003-2004-」によれば、ドイツやフランスでは、労働者個人の賃金でみて全ての分類において、社会保険料の負担率がわが国よりも高い。例えば、平均賃金の67%から100%の収入を得ている、子ども2人の夫婦世帯(4人家族)の場合、社会保険料(事業主分及び被保険者負担分)を含めた全課税は、日本 25.2%、フランス 37.6%、ドイツ 42.7%となっている。成熟した社会保障制度を持つドイツやフランスにおいて、国民への負担が個人ベースで見ても現時点で十分高い水準に達していることがうかがえる。

表12 単独世帯の税と給付(2004)

ドイツ

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	67	100	167	67
子ども数	none	none	none	2
1. 総賃金収入	22,725	34,088	56,813	22,725
2. 標準所得控除				
基礎控除				
配偶者控除	0	0	0	1,308
扶養控除	0	0	0	0
社会保険料・所得税控除	2,001	2,001	2,001	2,001
必要経費	920	920	920	920
その他	36	36	36	36
合計	2,957	2,957	2,957	4,265
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	19,768	31,131	53,856	18,460
5. 中央政府所得税債権	2,993	6,687	16,236	2,478
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除	0	0	0	3,696
その他				
合計	0	0	0	3,696
7. 中央政府による最終所得税	2,993	6,687	16,236	-1,218
8. 地方税	0	0	0	0
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	4,738	7,107	10,671	4,738
課税収入				
合計	4,738	7,107	10,671	4,738
10. 政府への支払の合計	7,731	13,794	26,908	3,520
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)				
合計	0	0	0	0
12. 手取り	14,994	20,294	29,905	19,205
13. 社会保険料負担(事業主分)	4,738	7,107	10,671	4,738
14. 税率等				
所得税	13.2%	19.6%	28.6%	-5.4%
社会保険料(被保険者分)	20.9%	20.9%	18.8%	20.9%
支払の合計-現金給付	34.0%	40.5%	47.4%	15.5%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	45.4%	50.7%	55.7%	30.1%
15. 限界税率等				
支払の合計-現金給付: 主となる所得者	50.2%	56.5%	60.5%	47.9%
" : 配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
賃金への全課税: 主となる所得者	58.8%	64.0%	65.0%	56.9%
" : 配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
Memorandum item : Non-wastable tax credit				
tax expenditure component	0	0	0	2,478
cash transfer component	0	0	0	1,218

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表12 夫婦世帯の税と給付(2004)

ドイツ

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	100-0	100-33	100-67	100-33
子ども数	2	2	2	none
1. 総賃金収入	34,088	45,451	56,813	45,451
2. 標準所得控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除	0	0	0	0
社会保険料・所得税控除	4,684	4,002	4,002	4,002
必要経費	920	1,840	1,840	1,840
その他	72	72	72	72
合計	5,676	5,914	5,914	5,914
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	28,412	39,537	50,899	39,537
5. 中央政府所得税債権	2,748	5,810	9,312	5,986
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除	3,696	3,696	3,696	0
その他				
合計	3,696	3,696	3,696	0
7. 中央政府による最終所得税	-948	2,114	5,616	5,986
8. 地方税	0	0	0	0
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	7,107	9,476	11,846	9,476
課税収入				
合計	7,107	9,476	11,846	9,476
10. 政府への支払の合計	6,159	11,591	17,462	15,463
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)				
合計	0	0	0	0
12. 手取り	27,929	33,860	39,352	29,988
13. 社会保険料負担(事業主分)	7,107	9,476	11,846	9,476
14. 税率等				
所得税	-2.8%	4.7%	9.9%	13.2%
社会保険料(被保険者分)	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%
支払の合計-現金給付	18.1%	25.5%	30.7%	34.0%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	32.2%	38.4%	42.7%	45.4%
15. 限界税率等				
支払の合計-現金給付: 主となる所得者	45.7%	53.6%	53.2%	50.2%
" : 配偶者	47.8%	53.6%	53.2%	50.2%
賃金への全課税: 主となる所得者	55.1%	61.6%	61.3%	58.8%
" : 配偶者	56.8%	61.6%	61.3%	58.8%
Memorandum item: Non-wastable tax credit				
tax expenditure component	2,748	3,696	3,696	0
cash transfer component	948	0	0	0

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表13 単独世帯の税と給付(2004)

フランス

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	67	100	167	67
子ども数	none	none	none	2
1. 総賃金収入	15,391	23,087	38,478	15,391
2. 標準所得控除				
基礎控除	2,259	3,389	5,703	2,259
配偶者控除				
扶養控除				
社会保険料・所得税控除	2,839	4,258	6,795	2,839
必要経費	1,255	1,883	3,168	1,255
その他				
合計	6,354	9,530	15,666	6,354
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	9,038	13,557	22,812	9,038
5. 中央政府所得税債権	1,387	3,026	6,703	1,170
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除				
その他	366	0	0	465
合計	366	0	0	465
7. 中央政府による最終所得税	1,021	3,026	6,703	705
8. 地方税	0	0	0	0
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	2,093	3,140	4,931	2,093
課税収入				
合計	2,093	3,140	4,931	2,093
10. 政府への支払の合計	3,114	6,166	11,633	2,798
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)	0	0	0	1,358
CRDS Deducted	0	0	0	-68
合計	0	0	0	1,290
12. 手取り	12,277	16,921	26,845	13,883
13. 社会保険料負担(事業主分)	2,809	9,055	15,842	2,809
14. 税率等				
所得税	6.6%	13.1%	17.4%	4.6%
社会保険料(被保険者分)	13.6%	13.6%	12.8%	13.6%
支払の合計-現金給付	20.2%	26.7%	30.2%	9.8%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	32.5%	47.4%	50.6%	23.7%
15. 限界税率等				
支払の合計-現金給付:主となる所得者	47.4%	32.4%	35.0%	30.6%
" :配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
賃金への全課税:主となる所得者	55.5%	66.6%	53.5%	41.3%
" :配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
Memorandum item: Non-wastable tax credit				
tax expenditure component	366	0	0	465
cash transfer component	0	0	0	0

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表13 夫婦世帯の税と給付(2004)

フランス

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	100-0	100-33	100-67	100-33
子ども数	2	2	2	none
1. 総賃金収入	23,087	30,783	38,478	30,783
2. 標準所得控除				
基礎控除	3,389	4,519	5,649	4,519
配偶者控除				
扶養控除				
社会保険料・所得税控除	4,258	5,678	7,097	5,678
必要経費	1,883	2,510	3,138	2,510
その他				
合計	9,530	12,707	15,884	12,707
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	13,557	18,075	22,594	18,075
5. 中央政府所得税債権	1,755	2,489	3,537	3,153
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除				
その他	113	322	399	289
合計	113	322	399	289
7. 中央政府による最終所得税	1,642	2,167	3,138	2,865
8. 地方税	0	0	0	0
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	3,140	4,186	5,233	4,186
課税収入				
合計	3,140	4,186	5,233	4,186
10. 政府への支払の合計	4,781	6,353	8,371	7,051
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)	1,358	1,358	1,358	0
CRDS Deducted	-68	-68	-68	0
合計	1,290	1,290	1,290	0
12. 手取り	19,595	25,719	31,398	23,732
13. 社会保険料負担(事業主分)	9,055	10,459	11,864	10,459
14. 税率等				
所得税	7.1%	7.0%	8.2%	9.3%
社会保険料(被保険者分)	13.6%	13.6%	13.6%	13.6%
支払の合計－現金給付	15.1%	16.4%	18.4%	22.9%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	39.0%	37.6%	37.6%	42.5%
15. 限界税率等				
支払の合計－現金給付: 主となる所得者	21.2%	27.2%	27.2%	32.4%
" : 配偶者	20.4%	23.5%	36.6%	28.7%
賃金への全課税: 主となる所得者	61.1%	64.0%	64.0%	66.6%
" : 配偶者	32.7%	35.3%	46.4%	39.7%
Memorandum item : Non-wastable tax credit				
tax expenditure component	113	322	399	289
cash transfer component	0	0	0	0

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表14 単独世帯の税と給付(2004)

イギリス

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	67	100	167	67
子ども数	none	none	none	2
1. 総賃金収入	14,053	21,079	35,132	14,053
2. 標準所得控除				
基礎控除	4,745	4,745	4,745	4,745
配偶者控除				
扶養控除				
社会保険料・所得税控除				
必要経費	0	0	0	0
その他				
合計	4,745	4,745	4,745	4,745
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	9,308	16,334	30,387	9,308
5. 中央政府所得税債権	1,805	3,351	6,443	1,805
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除	0	0	0	4,239
その他				
合計	0	0	0	4,239
7. 中央政府による最終所得税	1,805	3,351	6,443	-2,434
8. 地方税	0	0	0	0
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	1,024	1,797	3,001	1,024
課税収入				
合計	1,024	1,797	3,001	1,024
10. 政府への支払の合計	2,829	5,148	9,444	-1,410
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)	0	0	0	1,491
合計	0	0	0	1,491
12. 手取り	11,224	15,931	25,688	16,954
13. 社会保険料負担(事業主分)	1,191	2,091	3,889	1,191
14. 税率等				
所得税	12.8%	15.9%	18.3%	-17.3%
社会保険料(被保険者分)	7.3%	8.5%	8.5%	7.3%
支払の合計—現金給付	20.1%	24.4%	26.9%	-20.6%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	26.4%	31.2%	34.2%	-11.2%
15. 限界税率等				
支払の合計—現金給付: 主となる所得者	33.0%	33.0%	23.0%	70.0%
" : 配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
賃金への全課税: 主となる所得者	40.6%	40.6%	31.7%	73.4%
" : 配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
Memorandum item : Non-wastable tax credit				
tax expenditure component	0	0	0	1,805
cash transfer component	0	0	0	2,434

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表14 夫婦世帯の税と給付(2004)

イギリス

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	100-0	100-33	100-67	100-33
子ども数	2	2	2	none
1. 総賃金収入	21,079	28,105	35,132	28,105
2. 標準所得控除				
基礎控除	4,745	9,490	9,490	9,490
配偶者控除				
扶養控除				
社会保険料・所得税控除				
必要経費	0	0	0	0
その他				
合計	4,745	9,490	9,490	9,490
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	16,334	18,615	25,642	18,615
5. 中央政府所得税債権	3,351	3,611	5,156	3,611
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除	1,639	548	548	0
その他				
合計	1,639	548	548	0
7. 中央政府による最終所得税	1,712	3,063	4,609	3,611
8. 地方税	0	0	0	0
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	1,797	2,048	2,821	2,048
課税収入				
合計	1,797	2,048	2,821	2,048
10. 政府への支払の合計	3,508	5,111	7,429	5,658
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)	1,437	1,437	1,437	0
合計	1,437	1,437	1,437	0
12. 手取り	19,007	24,431	29,139	22,447
13. 社会保険料負担(事業主分)	2,091	2,383	3,282	2,383
14. 税率等				
所得税	8.1%	10.9%	13.1%	12.8%
社会保険料(被保険者分)	8.5%	7.3%	8.0%	7.3%
支払の合計－現金給付	9.8%	13.1%	17.1%	20.1%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	18.0%	19.9%	24.1%	26.4%
15. 限界税率等				
支払の合計－現金給付: 主となる所得者	70.0%	33.0%	33.0%	33.0%
" : 配偶者	22.8%	33.0%	33.0%	33.0%
賃金への全課税: 主となる所得者	73.4%	40.6%	40.6%	40.6%
" : 配偶者	25.9%	40.6%	40.6%	40.6%
Memorandum item : Non-wastable tax credit				
tax expenditure component	1,639	548	548	0
cash transfer component	0	0	0	0

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表15 単独世帯の税と給付(2004)

スウェーデン

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	67	100	167	67
子ども数	none	none	none	2
1. 総賃金収入	167,521	251,282	418,803	167,521
2. 標準所得控除				
基礎控除	21,800	13,400	11,600	21,800
配偶者控除				
扶養控除				
社会保険料・所得税控除	2,800	4,200	5,800	2,800
必要経費				
その他				
合計	24,600	17,600	17,400	24,600
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	142,700	233,400	401,200	142,700
5. 中央政府所得税債権	0	0	21,880	0
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除				
その他	8,900	13,400	18,100	8,900
合計	8,900	13,400	18,100	8,900
7. 中央政府による最終所得税	-8,900	-13,400	3,780	-8,900
8. 地方税	45,164	73,744	126,618	45,164
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	11,700	17,600	23,900	11,700
課税収入				
合計	11,700	17,600	23,900	11,700
10. 政府への支払の合計	47,964	77,944	154,298	47,964
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)	0	0	0	22,800
合計	0	0	0	22,800
12. 手取り	119,557	173,338	264,505	142,357
13. Employer's wage dependent contribution and taxes				
社会保険料負担(事業主分)	49,536	74,304	123,840	49,536
Pay-roll taxes	5,243	7,865	13,108	5,243
合計	54,779	82,169	136,948	54,779
14. 税率等				
所得税	21.6%	24.0%	31.1%	21.6%
社会保険料(被保険者分)	7.0%	7.0%	5.7%	7.0%
支払の合計一現金給付	28.6%	31.0%	36.8%	15.0%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	46.2%	48.0%	52.4%	36.0%
15. 限界税率等				
支払の合計一現金給付: 主となる所得者	35.9%	35.9%	51.5%	35.9%
" : 配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
賃金への全課税: 主となる所得者	51.7%	51.7%	63.5%	51.7%
" : 配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表15 夫婦世帯の税と給付(2004)
スウェーデン

(金額は現地通価)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	100-0	100-33	100-67	100-33
子ども数	2	2	2	none
1. 総賃金収入	251,282	335,043	418,803	335,043
2. 標準所得控除				
基礎控除	13,400	35,100	35,200	35,100
配偶者控除				
扶養控除				
社会保険料・所得税控除	4,200	5,700	7,200	5,700
必要経費				
その他				
合計	17,600	40,800	42,400	40,800
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	233,400	293,900	376,100	293,900
5. 中央政府所得税債権	0	0	0	0
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除				
その他	13,400	17,800	22,100	17,800
合計	13,400	17,800	22,100	17,800
7. 中央政府による最終所得税	-13,400	-17,800	-22,100	-17,800
8. 地方税	73,744	93,007	118,908	93,007
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	17,600	23,500	29,300	23,500
課税収入				
合計	17,600	23,500	29,300	23,500
10. 政府への支払の合計	77,944	98,707	126,108	98,707
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)	22,800	22,800	22,800	0
合計	22,800	22,800	22,800	0
12. 手取り	196,138	259,136	315,495	236,336
13. Employer's wage dependent contribution and taxes				
社会保険料負担(事業主分)	74,304	99,072	123,840	99,072
Pay-roll taxes	7,865	10,486	13,108	10,486
合計	82,169	109,558	136,948	109,558
14. 税率等				
所得税	24.0%	22.4%	23.1%	22.4%
社会保険料(被保険者分)	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
支払の合計-現金給付	21.9%	22.7%	24.7%	29.5%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	41.2%	41.7%	43.2%	46.8%
15. 限界税率等				
支払の合計-現金給付: 主となる所得者	35.9%	35.9%	35.9%	35.9%
" : 配偶者	24.8%	26.4%	35.9%	26.4%
賃金への全課税: 主となる所得者	51.7%	51.7%	51.7%	51.7%
" : 配偶者	43.3%	44.5%	51.7%	44.5%

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表16 単独世帯の税と給付(2004)

日本

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	67	100	167	67
子ども数	none	none	none	2
1. 総賃金収入	2,803,731	4,205,596	7,009,327	2,803,731
2. 標準所得控除				
基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000
配偶者控除	0	0	0	0
扶養控除	0	0	0	760,000
社会保険料・所得税控除	324,952	487,429	812,381	324,952
必要経費	1,021,119	1,381,119	1,900,933	1,021,119
その他				
合計	1,726,072	2,248,548	3,093,314	2,486,072
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	1,077,659	1,957,048	3,916,013	317,659
5. 中央政府所得税債権	86,213	156,564	362,562	25,413
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除				
その他				
合計	0	0	0	0
7. 中央政府による最終所得税	86,213	156,564	362,562	25,413
8. 地方税	51,926	89,599	260,601	23,876
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	324,952	487,429	812,381	324,952
課税収入				
合計	324,952	487,429	812,381	324,952
10. 政府への支払の合計	463,091	733,592	1,435,544	374,241
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
12. 手取り	2,340,640	3,472,004	5,573,782	2,429,490
13. 社会保険料負担(事業主分)	351,307	526,961	878,269	351,307
14. 税率等				
所得税	4.9%	5.9%	8.9%	1.8%
社会保険料(被保険者分)	11.6%	11.6%	11.6%	11.6%
支払の合計－現金給付	16.5%	17.4%	20.5%	13.3%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	25.8%	26.6%	29.3%	23.0%
15. 限界税率等				
支払の合計－現金給付: 主となる所得者	18.7%	22.9%	32.0%	18.7%
" : 配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
賃金への全課税: 主となる所得者	27.8%	31.5%	39.6%	27.8%
" : 配偶者	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

表16 夫婦世帯の税と給付(2004)

日本

(金額は現地通貨)

生産労働者の平均給与を100とした場合の給与レベル(%)	100-0	100-33	100-67	100-33
子ども数	2	2	2	none
1. 総賃金収入	4,205,596	5,607,461	7,009,327	5,607,461
2. 標準所得控除				
基礎控除	380,000	760,000	760,000	760,000
配偶者控除	380,000	0	0	0
扶養控除	760,000	760,000	760,000	0
社会保険料・所得税控除	487,429	649,905	812,381	649,905
必要経費	1,381,119	2,031,119	2,402,238	2,031,119
その他				
合計	3,388,548	4,201,024	4,734,619	3,441,024
3. (課税対象収入における)税額控除又は現金給付	0	0	0	0
4. 中央政府による課税対象収入	817,048	1,406,437	2,274,707	2,166,437
5. 中央政府所得税債権	65,364	112,515	181,977	173,315
6. 税額控除				
基礎控除				
配偶者控除				
扶養控除				
その他				
合計	0	0	0	0
7. 中央政府による最終所得税	65,364	112,515	181,977	173,315
8. 地方税	47,225	76,274	113,175	104,623
9. 社会保険料負担(被保険者分)				
総賃金	487,429	649,905	812,381	649,905
課税収入				
合計	487,429	649,905	812,381	649,905
10. 政府への支払の合計	600,017	838,693	1,107,533	927,843
11. 政府からの現金給付				
For head family (Gross)				
For two children (Gross)	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
12. 手取り	3,605,579	4,768,768	5,901,794	4,679,618
13. 社会保険料負担(事業主分)	526,961	702,615	878,269	702,615
14. 税率等				
所得税	2.7%	3.4%	4.2%	5.0%
社会保険料(被保険者分)	11.6%	11.6%	11.6%	11.6%
支払の合計－現金給付	14.3%	15.0%	15.8%	16.5%
社会保険料(事業主分)を含めた賃金への全課税	23.8%	24.4%	25.2%	25.8%
15. 限界税率等				
支払の合計－現金給付: 主となる所得者	20.0%	20.0%	20.0%	22.9%
" : 配偶者	17.0%	22.4%	18.7%	22.4%
賃金への全課税: 主となる所得者	28.9%	28.9%	28.9%	31.5%
" : 配偶者	26.3%	31.1%	27.8%	31.1%

出典: OECD, Taxing Wages 2003-2004

II. OECDにおける税と保険料に関する捉え方

1. 概要

I.において取り上げたECやOECDの統計資料を踏まえて、OECDの社会保障担当課長及び歳入統計担当課長と社会保障財源に関して意見交換をしたところ、次のような点がわが国への政策的示唆として興味深かった。

- (1) 税も保険料も義務である点は同じであるが、税は反対給付はないが保険料は反対給付がある点が異なっている。このような受給資格(entitlement)の有無が両者を分ける重要な点である。担当する省庁や名称が重要な意味を持つものではない。
- (2) 消費税を目的税化して基礎年金の財源に充てることについては、膨大な年金給付の財源を全て消費税だけで賄うことはあり得ないが、最低保障部分だけを消費税で賄うという提案は全く実現可能性が無い訳ではない。しかし、保険料負担のない年金給付は極めて異例である。社会保険料と消費税を比較すれば、経済学的には消費税の方が経済活動に中立的であると言えるだろうが、その違いはあっても僅か(slight)なものである。この点は誇大に取り上げられている。
- (3) 税と保険料の望ましい組合せは各国の状況によって異なる。既に保険料負担の水準が相当高くなっているフランスやドイツでは、税財源の投入をする動きが見られる。いずれにせよ、保険料は社会保障における主要かつ重要な財源である。
- (4) 税額控除については、就労支援のための在職中控除と家族支援のための税額控除に分けられるが、後者については実体や評価がよく分からない。前者については低所得者への就労支援策として一定の成果を挙げていると考えられる。問題点としては、①年単位の処理のため、短期的な国民の需要に対応できないし、また、年の中で収入に大きな変動があると過払いが生じる場合があること、②制度の普及が非常に難しいため取得率が非常に低いことがあげられる。

2. Mark Pearson 社会政策課長との税と保険料に関する意見交換

(1) 税と保険料の判断基準等について

税も保険料も義務である点は同じであるが、税は戻ってこないが保険料は戻りがある点が異なっている。このような受給資格(entitlement)の有無が両者を分ける重要な点であると言える。

OECD加盟国の中でも、ドイツ(次いでフランス)では税と保険料の違いが明確なのに対して英国では両者の境界は曖昧である。しかし、フランスでは、保険料財源から税財源への移行がおきている。税と保険料の違いを重視しない考え方においては、ドイツの年金制度の財源調達が賦課方式を採用していることを理由に、年金保険料を税と位置づける見方もあるがそれは適切でない。

いずれにせよ、税と保険料の区別は各国の習慣(custom)や実践(practice)によって左右される。日本では比較的厳密に区別されている事情は理解できる。

(2) 消費税を目的税化して基礎年金の財源に充てることについて

膨大な年金給付の財源全てを消費税だけで賄うことはあり得ない議論である。最低保障部分だけを消費税で賄うという提案は全く実現可能性が無い訳ではないが、年金給付には保険料負担の裏打ちがあるのが通常なので極めて異例な方法となる。

社会保険料と消費税のように広く薄く賦課される税金のどちらが経済に影響を与えないかと言えば、経済学的には消費税であると言えるだろうが、その違いはほとんどないかあっても僅か (slight) なものである。この点については、消費税が経済に中立的であることの効用が誇大に取り上げられているように思う。長い期間で見れば国際競争力に与える影響としては両者に大きな違いはないと思う。このような意味では、日本の経済界のように社会保険料より消費税という考え方には単純に賛成できない。

また、税制の変化は労働市場や資本にも影響を与え、その結果、経済へ悪影響を与えることも無視できない。例えば、消費税の引き上げは、消費税引き上げ → 価格上昇 → 賃金上昇 → 労働需要の減少 → 生産の減少をもたらす。また、資本への課税は、資本への課税 → 資本の海外への逃避 → 歳入の減少 → 税や社会保険料の引き上げ → 労働コストの増加という歪み (distortion) を生むことになる。なお、消費税については所得再分配に与える影響も十分考慮する必要がある。

いずれにせよ、年金改革を考える際には、財源面の消費税導入という議論だけでなく、給付面も考えた総合的な政策パッケージを考えることが必要である。

(3) 税額控除について

税額控除については、手当の制度を名称だけ「税額控除」に変更している国もあり曖昧な部分があるが、税の担当部局において所得控除等の税制控除と税額控除の両方を一元的に行い手当の支給を行わないとすれば行政的には効率的と言える。

税額控除は、イギリスやオーストラリアで取り入れられているが、大きな問題として①年単位の処理となるため、短期的な国民の需要に対応できないし、また、年の中で収入に大きな変動があると過払いが生じるといった問題があること、②制度の普及が非常に難しいため取得率が非常に低いことがあげられる。

また、税額控除は、就労支援のための在職中給付と家族支援のための税額控除とに分けられるが、後者については実態や評価はよく分からない。前者については、低所得者への就労支援策として一定の成果を上げていると思う。課税限度以下の低所得の就労者にとっては、税額控除により還付される部分があれば少ない所得と併せて一定以上の所得が確保されることになるため、就労への意欲が高められている。ただし、この還付は就労している者を対象にしているものであり、無職の者は対象ではない。

(4) 社会保障財源に関する統計資料等について

税と保険料に関する統計資料としては、Revenue statistics や Taxing Wages 等が非常に良い資料である、ただし、これらの資料の中でも制度間の移転について近年複雑化しているために十分に把握できていないが、把握のための努力は行っている。

Revenue statistics では、mandatory private social expenditure に係る保険料の扱いが非常に難しい。まだ公表資料には入っていないが、フィンランドやスウェーデンの年金の2階建て部分の財源としての保険料は、mandatory private な給付費に必要な保険料として統計資料に含める方向で動いてある。いずれにせよ、social expenditure の範囲は水面下で広がる方向で検討されている。OECD の刊行物で Benefits and wages では Revenue Statistics より更に広い範囲を把握している。全体を俯瞰するのに良い資料と思う。

3. Christopher Heady 税制統計課長との税と保険料に関する意見交換

(1) 税と保険料の判断基準等について

保険料には支払いと引換に給付の受給資格 (entitlement) が付与されることが税との最大の違いである。たばこ税のような税では当然のことながら受給資格は関係ない。

両者の区別は、このような受給資格に結びつくか否かあるいは支給額に払った保険料額が反映されるかが重要であり、どの機関が徴収しているか、どのような名前が付いているかが重要な判断基準となるものではない。名称は担当する省庁によって決まることもある。

(2) 社会保障財源として税と保険料の望ましい組合せについて

イギリスの年金制度においては保険料の支払いと給付のつながりが希薄なため、イギリス国民は保険料ではなく税と認識している。ドイツでは税と保険料では保険料が社会保障の財源として中心であるという認識が強く、引き上げに当たっても保険料の方が政治的に合意を得やすい状況にある。しかし、ドイツでは既に社会保険料負担が高水準となっており、企業の競争力への悪影響の懸念もあり近年では環境税を年金に投入するような対応をしている。このような状況にあるドイツやフランスでは財源における保険料の割合の低下と税の割合の上昇の傾向が見られる。一方イギリスでは逆に所得税収入の割合の減少と保険料割合の上昇の傾向が見られる。

いずれにせよ、保険料は社会保障にとって重要な税源であり、直近の歳入統計 (Revenue Statistics) (p 23) によれば OECD 加盟国全体で保険料収入が歳入全体に占める割合は 1965 年の 18% から 2003 年には 26% に上昇している。

(3) 税額控除について

税額控除については、①就労している者への税額控除と②家族支援のための税額控除の2種類があると承知している。幾つかの国では所得控除 (tax allowance) から税額控除への移行の傾向が見られる。

①の就労者への税額控除については、イギリス、フランス、ドイツ等で採用されている。例えば、税額が 50 ユーロで税額控除が 60 ユーロの場合、政府が労働者に 10 ユーロ還付することになる。重要なのは就労を要件としていることで就労支援策としての性格が強い。

②の家族支援については各国の状況はよく分からない。イギリスでは導入されているようだがよく分からない。フランスにおいても家族支援としての税額控除は機能していないと思う。なお、フランスでは家族支援（結果的に少子化対策）として機能している税制は n 分 n 乗税制である。フランスの所得税の累進度は高いので、子どもも含めた世帯員で世帯所得を除いて税率をかけてその後 n 乗する方式は高所得層にとって大きなメリットとなる。

(4) 保険料と税に関する統計資料等について

財源に関する統計は、国によって財政制度が異なるので統一的な把握が難しい。その上社会保障制度の財源という限定をつけて把握することは更に難しい。国によっては保険者が国自体的場合もあれば、ドイツやフランスのように独立した基金（fund）が保険者である場合もあり、後者の場合は基金の財源状況を把握すれば社会保障財源が把握できるが前者の場合は国の一般会計の中に含まれている場合もある。また、国と地方の間の財政移転も国によって事情が異なり複雑である。

しかし、このような限界がある中で「賃金への課税」(Taxing Wages) では、個々の労働者に着目して家族数や給与レベルにより分類して、租税負担や社会保険料負担の状況をシミュレーションしている。労働者個人に着目した公的負担の状況を知る上では有益であろう。

Ⅲ. フランスにおける社会保障財源（税と保険料）の現状と課題

ここでは、ドイツとともに社会保険方式を採用している代表的な国であるフランスの税と保険料の動向について、2004 年度決算の動向を基に分析するとともに、フランスの社会保障財源の動向について本田が仏保健連帯省の政策評価担当課長と意見交換した内容を紹介する。

1. フランスの社会保障財源の動向について（総括）

2000 年以降のフランスの社会保障制度の財源構造をみると、次の点が重要と思われる。

- (1) 長期的に社会保障給付費が増大する中で、税財源の割合が増加する一方で保険料財源の割合は低下する傾向にある。しかし、社会保障制度の基本となる運営方式は社会保険制度（給付費の 8 割以上が社会保険方式）であり、また、主要な財源は社会保険料である（2004 年も社会保障財源の 3 分の 2 を占める。）⁷。

⁷ フランスにおいては、「社会保障に関する本格的な学問体系の構築は主として私法の領域においてなされた。特に今世紀初頭においては、労働者の保護に関心が集中していたことから、社会保障法が労働法または工業法の一環として扱われてきた。」（木村琢磨 1999「第 4 章 政治・行